

## 道路交通法改正試案

### 1 自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備

現在、Society of Automotive Engineers Internationalが定義付ける自動車の運転の自動化レベルのうち、レベル3（一定の条件（※）を満たす場合には、自動運転システムが全ての運転操作を実施するものの、当該条件を満たさなくなったときや故障が生じたときは、運転者に運転操作を引き継ぐ必要があるもの。以下「SAEレベル3」といいます。）の自動運転システムを備えた自動車については、国内外の自動車メーカー等において、2020年頃までに同自動車を実用化する目標を掲げて技術開発が進められています。

（※） 自動運転システムが、自動車を運行する者の運行に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替することができる条件（例えば、道路条件（高速道路／一般道路 等）、環境条件（天候、昼間／夜間 等）等を想定）

このような情勢及び「官民ITS構想・ロードマップ2018」（平成30年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、制度面で、2020年を目途にSAEレベル3の自動運転システムに係る走行環境の整備を図ることとされたことに鑑み、警察庁においては「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」（委員長：藤原静雄中央大学大学院法務研究科教授）を開催し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」といいます。）の在り方を検討したところであり、同委員会において取りまとめられた「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査研究報告書（道路交通法の在り方関係）」を踏まえ、次に掲げる項目について、改正を行うこととしています。

なお、SAEレベル3の自動運転システムを使用する運転者は、常に同システムから運転操作を引き継ぐことを求められる可能性があること等を踏まえ、現行法上、運転者に課せられている安全運転の義務（法第70条）をはじめ、次に掲げる項目以外の交通ルールについては、引き続き適用することとしています。

#### (1) 自動運行装置（仮称）の定義等に関する規定の整備

自動車を運行する者の運行に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する自動運転システムを、自動運行装置として新たに定義を規定するとともに、同装置を使用して自動車を運行する行為は法上の運転に含まれる旨を規定することとします。

#### (2) 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備

ア 自動運行装置を備えた自動車の運転者に対し、当該自動運行装置の一定の条件を満たさない場合には、当該自動運行装置を使用した運転を禁止することとします。

イ 自動運行装置を使用して自動車を運転する者は、一定の条件を満たさなくなつた場合に直ちに適切に対処することができる態勢でいるなどの場合に限り、法第71条第5号の5（※）の規定の適用は受けないこととします。

（※） 携帯電話等の無線通話装置を保持して使用すること及び画像表示用装置の画像を注視することの禁止

### （3） 作動状態記録装置（仮称）による記録等に関する規定の整備

ア 自動運行装置を備えた自動車の利用者等に対し、同装置の作動状態を確認するために必要な情報を記録する装置（イにおいて「作動状態記録装置」といいます。）を備えていない状態等での運転を禁止するとともに、同装置により記録された情報を保存することを義務付けることとします。

イ 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる自動車が運転されているときは、運転者に対し、作動状態記録装置により記録された情報の開示を求めるとともに、当該自動車を製作した者等に対し、当該情報を判読するために必要な措置を求めることができることとします。

## 2 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話等を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション装置等の画面を注視したりする行為（以下「携帯電話使用等」といいます。）に起因する交通事故は増加傾向にあり、平成29年中は2,832件で5年前（平成24年）の1,935件から約1.5倍に増加しています。

また、携帯電話使用等の違反については、年間90万件以上の取締りを実施しており、これは法違反に関する全体の取締り件数のうち約14%を占めています。

このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、次のとおり、携帯電話使用等に関する罰則の強化等を行うこととしています。

### （1） 運転中の携帯電話使用等に関する罰則の強化

運転中の携帯電話使用等に関する罰則を強化し、携帯電話使用等（交通の危険）（※1）については1年以下の懲役又は30万円以下の罰金とし、携帯電話使用等（保持）（※2）については6月以下の懲役又は10万円以下の罰金とします。

（※1） 携帯電話使用等により、道路における交通の危険を生じさせたもの

（※2） 携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視し、道路における交通の危険を生じさせなかったもの

（現行の罰則）

携帯電話使用等（交通の危険） 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

携帯電話使用等（保持） 5万円以下の罰金

## (2) 携帯電話使用等に関する反則金の限度額の引上げ

携帯電話使用等（保持）に対する反則金の限度額を、大型自動車等については5万円、普通自動車等については4万円、小型特殊自動車等については3万円とします（携帯電話使用等（交通の危険）については、非反則行為とします。）。

（現行の反則金の限度額）

携帯電話使用等（交通の危険） 大型自動車等：2万円、普通自動車等：1万5千円、  
小型特殊自動車等：1万円

携帯電話使用等（保持） 大型自動車等：1万円、普通自動車等：8千円、小型  
特殊自動車等：6千円

## (3) 免許の効力の仮停止の対象行為の追加

携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、免許の効力の仮停止の対象とすることとします。

## 3 その他

### (1) 小児用の車及び軽車両の定義に係る規定の見直し

小児用の車及び軽車両のうち原動機を用いるものを自動車から除外するなど、自動車等の定義を改めることとします。

### (2) 運転免許証の再交付申請に関する規定の見直し

運転免許を受けた者は、運転免許証を亡失し、滅失し、汚損等をした場合に限り、運転免許証の再交付を申請することができることとします。

（現行の制度）

運転免許証を亡失し、滅失し、汚損等をした場合のみ再交付申請が可能

### (3) 運転経歴証明書の交付に係る申請先等の見直し

運転経歴証明書の交付に係る申請先を、申請による運転免許の取消しを行った都道府県公安委員会から、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に改めるとともに、運転免許証を自主返納した者に加え、運転免許が失効した者も運転経歴証明書の交付を申請することができることとします。